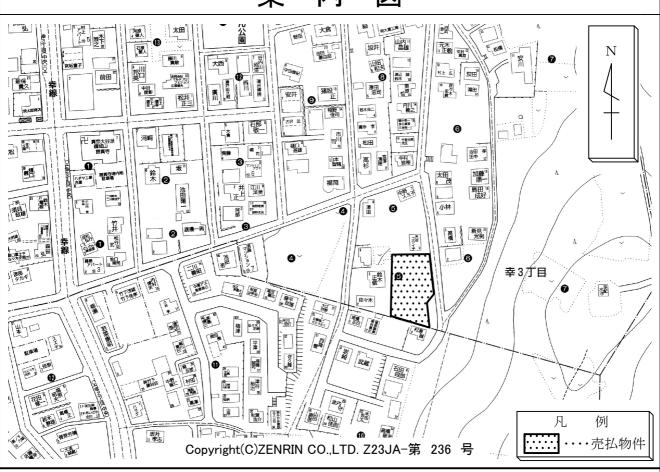
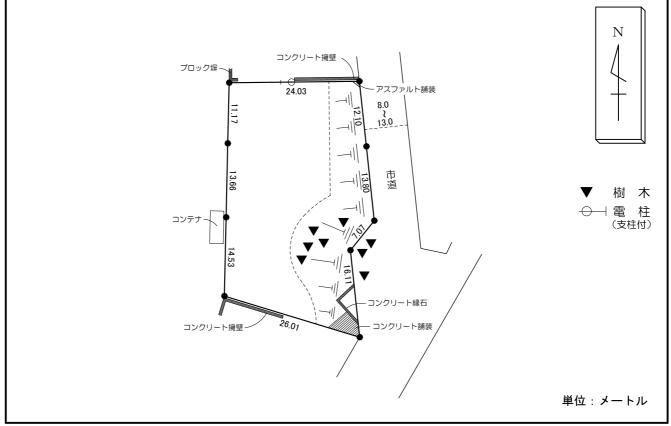
物件番号 58

^{所 在 地} 北海道小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11											
住居表示		北海道小樽市幸3丁目5街区									
現況地目			宅地		32 m ²				工作物		
及	び面積等		_						立木竹 一		
	地和	番 5番)	5番11					
登言	記簿 地				0	宅地。					
記載	事項 地		4 m ^r	287. 69	m	361. 39 m²		1	1		
口口事文	地										
	数			A				Cole to	to a o of the a village a D William	. \	
接直	面道路	東側	1側 舗装市道			幅員約	8.0~13.0 m	(法第	第42条第1項第1号道路	i)	
の	状 況										
		市街化区域 用途地域									
	建都 築市 基計	地域・地区									
法	基計	建ぺい率 40%									
に	準画 法法	容積率 60%									
基づ		防火指定	高度制限 10m高度地区 防火指定 指定なし								
法令に基づく制		・都市計画	・都市計画法第29条(開発行為の許可)・宅地造成及び特定盛土等規制法・景観法・小樽の歴								
制限 そ 史と自然を生かしたまちづくり景観条例 ・小樽市中高層建築物の建築に関							葉に関する!	指導要綱			
	の 他										
	105										
私道	の負担等	章 私道負担	無	負担の内容							
に関する事項 道路後退 無 負担の内容											
		共給処理施設	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			施設整備状況			施設整備の		
供系	合処理					施 段 策 佣 扒 Л			特別負担の有無		
	-	公営水道							_		
施設	の概要		共下水道 接面道路配管 無						有		
		都市ガス	接面道路配管無								
交通機関 バス 中央バス 『幸2丁目』停留所まで徒歩6分											
小	共施設	, , ,,		†役所	1 111		力 立幸小学校	小植	尊市立長橋中学校		
	・当該物		樽の歴	史と自然を		たまちづくり景観			計画区域内に所在し	/	
	ています。詳細については、小樽市に照会願います。								はな物については		
	・当該物件は、『小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱』により、高さ10mを超える建築物については、 建築計画の事前公開等の諸手続きが必要です。詳細については、小樽市に照会願います。										
	・当該物件は、建築基準法第55条の規定により、建築物の高さの最高限度は10mを超えることができません									,	
参		の件の接道部北側には下水道管が敷設されていますが、当該物件は東側から西方向に下り傾斜となってい 、現状において接続は不可能です。下水道管の接続には盛土または下水専用のポンプ施設の設置が必要									
考	となり	り、その費用は自己負担となります。									
事		勿件は、東側から西方向に下り傾斜となっています。 勿件の北東側境界点付近にアスファルト舗装があります。									
	・当該物件の南東側境界点付近にコンクリート縁石及びコンクリート舗装があります。										
項 ・当該物件内には、樹木があります。 -											



概要図



物件番号 58

所 在 地 小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11

